

平成28年 2月23日 (火)

津島市建設部計画建築課 (早川・伊藤)

電話番号0567-24-1111(内線2410、2414)

空家等対策に関する基本的な方針を策定します

＜事業名＞空家対策計画策定事業 (新規)

予算額 4,320千円

1 事業概要

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されました。当市においても増加傾向にある空家に対して、総合的かつ計画的な対策を実施する必要があります。本事業は、空家等への対策に関する基本的な方針や、所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、空家等の活用の促進に関する事項等について定めた空家等対策計画を策定する事業です。

2 予算内訳

空家対策計画策定業務委託料 4,320千円

3 参考事項

(1) 空家等対策計画の策定においては、建築士や司法書士、宅地建物取引士といった建築・不動産等の専門家が参加した外部機関を組織し、内容について詳細な検討を行う予定です。

(2) 実施スケジュール (予定)

28年度前半 業務委託の仕様作成、委託業者決定、外部機関設立

28年度後半 外部機関による計画案検討、パブリックコメントの実施、
空家等対策計画策定 (3月中)

(3) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」 (平成26年法律第127号)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画 (以下「空家等対策計画」という。) を定めることができる。